

令和4年度尾張旭市民間学童クラブ設置・運営事業者募集に関する質問及び回答

番号	質問	回答
1	募集要項の2ページ「2応募の資格」(1)応募資格において「次の各号のいずれも満たす法人であること」となっておりますが、これはいずれかを満たしていたら応募できますでしょうか。	応募資格は、法人で募集要項2-(1)-ア、イのいずれもを満たしていることを求めています。募集要項2-(1)-ア又はイのいずれかのみを満たす法人は応募できません。 ＜応募資格を満たす法人の例示＞ ・愛知県内で放課後児童健全育成事業を運営しており、人的及び物的管理能力を有している特定非営利活動法人 ・岐阜県内で認可保育所を運営しており、人的及び物的管理能力を有している社会福祉法人
2	募集要項に委託とありますが、こちらの契約は指定管理者としての契約になりますでしょうか。	指定管理者として協定を締結するのではなく、市と事業者が年度毎に委託契約を締結することになります。
3	過去、どのような施設・設備で運営されてきましたか。	民間学童クラブが運営する施設は、貸店舗や一般的な住宅等を活用しています。 設備としては、トイレや流しなどの水回り等を学童クラブの運営に会うよう整備する例があります。
4	1名あたり1.65㎡以上とありますが、実際はどのくらいの面積で運営されていたでしょうか。屋内施設だけではなく、庭等もあった方がいいでしょうか。	本市で運営している民間学童クラブは、各々の定員が異なるため、一概に面積を示すことは難しいですが、40名定員の場合、保育専用スペースを70㎡から100㎡程度としている印象です。 園庭は施設の要件として、必須とするものではありません。
5	学童の庭以外で、小学校の校庭等の使用は可能でしょうか。	一部で小学校の校庭をスポット的に使用している民間学童クラブもありますが、全ての小学校区での使用が確約されているものではありません。 小学校の状況により異なりますので、学校側と事業者が直接調整し、使用が可能な場合は、小学校行事等に支障のない範囲で使用する形になると考えられます。
6	過去3年の利用児童数の推移についてご教示ください。	旭丘小学校区の民間学童クラブ（4月時点での利用人数） 令和2年度：42人、令和3年度：36人、令和4年度：37人 ※ 参考：旭丘小学校区の公立児童クラブ（4月時点での利用人数） 令和2年度：76人、令和3年度：78人、令和4年度：76人

令和4年度尾張旭市民間学童クラブ設置・運営事業者募集に関する質問及び回答

番号	質問	回答
7	長期休暇中のみの入所について 長期休暇中の利用実績はどの程度ございますか。 夏休み以外(冬休み・春休み)の季節入所は受け入れて いますでしょうか。	夏休みに限らず、短期入所は定員の範囲内で受け入れていただいております。 なお、旭丘小学校区での夏休み短期利用者の実績はそれほど多くなく、各年度 数名で推移しています。
8	新1年生の4月(入学)からの預かり時間や利用期 間はどうなりますか。	4月1日からの受入をお願いします。 なお、小学校の始業式までの間は、他の学年と同様に学校休業日に準じた時間 (午前7時30分からの開所)の預かりをお願いします。
9	障がい児の方の入所について実績を差支えなければ 教えてください。 また職員配置等、特別に配慮することがございます でしょうか。 加配基準がございましたら、教えて頂けないでし ょうか。	旭丘小学校区の学童クラブでの障がい児等受入実績は、ここ数年ありません。 障がい児等を受け入れ、通常の職員配置基準に加えて障がい児の加配対応をす る職員を追加で配置する場合、委託料の加算があります。 配置する職員については、放課後児童支援員等資質向上研修を受講させるな ど、専門的知識や技術等の習得に努めてください。 なお、最低基準などで加配基準を示すものではありませんが、対象となる児童が 1～2人の場合は職員1名の追加配置、3人を超える場合はさらに追加で職員 の配置を行う場合が委託料加算の対象となります。
10	過去、学童を運営されていたスタッフ人数はどのく らいでしょうか。	職員については、学童クラブにより常勤・非常勤の人数に違いがあるため、一 概に人数を示すことは難しいですが、概ね3～6名程度で保育を実施している 状況です。
11	延長保育の実績はありますか。	開所時間の基本を午後7時まで、最大延長を午後8時までとして延長料金を設 定する例はあります。詳細に利用状況の提出は求めていませんので、正確な利 用実績は不明です。
12	運営費において、令和4年度に利用人数40名で、午後 7時まで開所した場合の年間委託料：約10,000千円の 計算根拠を知りたいのですが、教えて頂けないで しょうか。	募集要項に参考として添付している算定基準により算出します。 利用児童数とその学年、年間250日を超えて開所する日数や延長時間により 変動します。
13	利用料において 日割り・月ぎめなどルールはございますか。 徴収方法について、取り決めはありますか。 滞納があった場合、退所等の取り決めはありま すか。	利用料金に絶対的なルールはありません。現在の市内学童クラブの状況を踏ま え、事業者で設定していただきます。 現状は利用日数や時間、学年により月額5,000円～20,000円程度で設定されてい ます。 徴収方法や滞納時の対応は、各事業者において運営規定などで定めてくださ い。

令和4年度尾張旭市民間学童クラブ設置・運営事業者募集に関する質問及び回答

番号	質問	回答
14	その他、保険料、おやつ代、入会金等を別途徴収している場合があるとのことですが、参考として料金を教えていただくことは可能でしょうか。	民間学童クラブでは、通常の利用料金に含めるか含めないで金額に大きな差があるため、一概にお示しすることは難しいです。 参考として、公立では、保険料が年間810円、おやつ・学習材料費が月2,500円程度としています。
15	減免について 減免される利用者の実績割合を教えてください。 決定がされるのはいつでしょうか。 計算は自治体でされるのでしょうか。 遡及して行われますか。 補填される場合はどのような清算方法（月次、年次等）を見込まれていますか。	母子父子家庭、兄弟同時利用では減免実績は、各クラブ5名前後です。 減免額は、利用料金の半額や定額など事業者により異なり、事業者で計算、決定していただきます。 なお、減免分は毎年度4月の利用状況で年間委託料総額の算定に含め、毎月、その12分の1の額を支払っています。
16	遠足などイベントを実施したい場合、入所の際に保護者の方へ入所のしおりなど書面で「別途費用徴収をする場合があります」、と案内した上であれば、保育料とは別途で費用徴収させて頂くことは可能でしょうか。	差し支えありません。